

【コラム2】中山間地域の中にある、指定地域について

本市の中山間地域の中には、色々な法令で指定された地域があります。以下にその代表的なものについて記載します。

過疎地域

人口流出の激しい地域として、過疎地域自立促進特別措置法により指定された地域です。国勢調査人口から一定期間の人口減少率を算出し、一定以上の減少率の地域を国が政令で指定します。本市では、旧春野町、旧佐久間町、旧水窪町、旧龍山村の地域が指定されています。

指定を受けた「過疎地域」では、自治体が過疎対策事業を行う場合、地方債（過疎債）を発行することができ、その過疎債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

振興山村地域

林野面積の比率が高く、生活条件に恵まれない地域として、山村振興法で指定された地域です。この区域は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、都道府県知事の申請に基づいて、国土審議会の意見を聞いて、指定しています。本市では、旧天竜市の一部、旧春野町、旧佐久間町の一部、旧水窪町、旧龍山村、旧引佐町の一部が指定されています。

指定を受けた「振興山村地域」で、山村振興施策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率の嵩上げ、採択要件の緩和、融資制度などの優遇措置などの制度が設けられています。

辺地

特に不便な地域として、「辺地に係る公共的施設の総合整備計画のための財政上の特別措置等に関する法律」により指定された地域です。要件として、地域の中心を含む 5km^2 の面積の中に50人以上を有し、かつ一定の法則に従い道路状況、公共施設の立地、飲み水の状況などから生活環境を点数化し、一定以上の点数（辺地度）の地域を、概ね集落単位で「辺地」と認定します。本市では36の地域が辺地に指定されています（H27.3.31現在）。

指定を受けた「辺地」で、自治体が道路整備や公共施設整備などの辺地対策事業を行う場合、地方債（辺地債）を発行することができ、その辺地債を自治体が償還する際に、国が償還金の一部を交付税として負担します。

豪雪地帯

降積雪によって、住民の生活水準の向上や産業の発展が阻害される恐れがある地域として、豪雪地帯特別措置法により指定された地域です。この区域の指定は、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が、積雪の程度その他の事情を勘案して、政令で定める基準に従い、かつ国土審議会の意見を聴いて、行っています。本市では、水窪町全域が指定されています。

指定を受けた「豪雪地帯」で、豪雪地帯対策の推進に当たる事業について、国庫補助メニューや補助率等の嵩上げ、採択要件の緩和、地方交付税の割増参入などの優遇措置が設けられています。